

佐呂間町人事行政

運営状況公表

地方公務員法の規定により、人事行政の公平性・透明性の確保を目的として「人事行政の運営等の状況」を公表することが義務付けられています。佐呂間町においても「佐呂間町人事行政の運営等の状況の公表に関する条

例」に基づき、本年度も、職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表を行い、人事行政の透明性を高め、その公平な運営に努めてまいります。

01 職員の任免及び職員数に関する状況

◆採用の状況（平成22年度）
 一般行政事務職 1人
 一般行政技術職 0人

◆退職の状況（平成22年度）
 定年退職 1人
 勸奨退職 0人
 普通退職 1人
 分限退職 0人
 懲戒免職 0人
 失職 0人
 死亡退職 0人

◆級別の職員数（一般行政職） 平成23年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	3人	3.5%
2級	主事・技師	1人	1.2%
3級	主査	21人	24.7%
4級	係長・主任	32人	37.6%
5級	課長補佐	14人	16.5%
6級	課長	14人	16.5%

（平成23年度地方公務員給与実態調査）

◆職員数・職員数の増減の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平成23年	平成22年	増減	増減理由
一般行政部門				
議会	2人	2人	—	
総務	22人	21人	1	・新規ふれあいバス運行業務の増（+1）
税務	7人	7人	—	
民生	18人	20人	▲2	・年金保健業務の縮小による減（▲1） ・介護支援業務の欠員不補充（▲1）
衛生	9人	9人	—	
労働	—	—	—	
農林水産	12人	12人	—	
商工	4人	3人	1	・商工観光業務拡大による増（+1）
土木	8人	9人	▲1	・道路維持業務の民間委託による減（▲1）
計	82人	83人	▲1	
特別行政部門				
教育	17人	17人	—	・学校給食業務のスタッフ充実（+1）
計	17人	17人	—	・学校教育業務の欠員不補充（▲1）
公営企業等会計				
水道	3人	3人	—	
下水道	2人	2人	—	
その他	13人	13人	—	
計	18人	18人	—	
合計	117人	118人	▲1	

※職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数であり、教育長を含む。

※一般会計職員のうち、国民健康保険事業職員（2人）及び介護保険事業職員（2人）は公営企業等会計（その他）の区分に分類。

02 職員の給与の状況

◆人件費の状況（平成22年度）
〔平成22年度一般会計決算〕

○住民基本台帳人口 5,876人
（平成23年3月31日現在）

○歳出額 5,201,376千円

○人件費 890,703千円

○人件費率 17・12%

※一般会計決算額のため、特別会計に係る人件費は含んでいません。

◆職員給与の状況（平成22年度）
〔平成22年度一般会計決算〕

○職員数 103人

○給与費 452,297千円

○給料 56,984千円

○職員手当 152,421千円

○期末勤勉手当 421千円

○1人当たり平均給与費 6,424千円

※職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、寒冷地手当、管理職手当、夜間勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

◆職員に対する手当の状況（平成23年4月1日現在）
（平成23年度地方公務員給与実態調査）

扶養手当

支給職員数 68人 1人当たり支給月額 20,900円
配偶者 月額 13,000円
配偶者以外の扶養親族1人につき月額 6,500円
 （職員に配偶者がいない場合1人目に月額 11,000円）
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人つき月額 5,000円

住居手当

支給職員数 63人 1人当たり支給月額 7,000円
家賃、間代を月額 12,000円以上支払っている職員に対し、家賃の額に応じ支給。（ただし、職員住宅の入居者は除く）支給限度額 27,000円
自ら住宅を新築、購入した職員に対し、月額 5,000円を支給。

通勤手当

支給職員数 8人 1人当たり支給月額 5,900円
交通機関利用者
 運賃などの額に応じ支給 最高限度額 55,000円
自動車等使用者
 通勤距離に応じ月額 2,000～24,500円

管理職手当

支給職員数 33人 1人当たり支給月額 28,900円
管理・監督の地位にある職員に支給。
 課長職 給料月額の8%
 課長補佐職 給料月額の6%

※給料及び各種手当（寒冷地手当、期末手当、勤勉手当を除く）の「支給職員数」の欄には給料及び各種手当を平成23年4月分として、本来支給すべき職員数（ただし、時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当については、4月実働職員数）としている。
 ※寒冷地手当、期末手当、勤勉手当の「支給職員数」の欄には、寒冷地手当にあつては、平成23年3月1日に在職する支給実職員数を、期末手当、勤勉手当にあつては、平成22年12月1日に在職する支給実職員数としている。

◆職員の平均給料月額、平均年齢及び初任給の状況
（平成23年4月1日現在）

区 分	一般行政職	技能労務職
平均給料月額	350,800円	363,000円
平均給与月額	382,300円	395,700円
平均年齢	44歳6ヶ月	55歳3ヶ月
初任給 大学卒	172,200円	172,200円
高校卒	140,100円	140,100円

（平成23年度地方公務員給与実態調査）
 ※平均給料月額とは、基本給の平均をいいます。
 ※平均給与月額とは、給料及び職員手当（期末・勤勉手当、寒冷地手当、退職手当を除く）の合計をいいます。
 ※初任給は、一般行政職の試験採用の場合によります。

時間外勤務手当

支給職員数 41人 1人当たり支給月額 22,300円
正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給。

日直手当

支給職員数 9人 1人当たり支給月額 4,200円
週休日又は休日に日直の勤務を命じられた職員に支給。

管理職員特別勤務手当

支給職員数 0人 1人当たり支給月額 0円
週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員に支給。

夜間勤務手当

支給職員数 3人 1人当たり支給月額 12,800円
正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給。

寒冷地手当

支給職員数 117人 1人当たり支給年額 102,300円
世帯区分に応じて、11月から翌年の3月までの間に支給。（扶養親族のある世帯主・扶養親族のない世帯主・その他職員）

期末手当

支給職員数 117人 1人当たり支給年額 928,500円
支給割合 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分
 計 2.6月分

勤勉手当

支給職員数 117人 1人当たり支給年額 485,400円
支給割合 6月期 0.675月分 12月期 0.675月分
 計 1.35月分

※「1人当たり支給額」の欄には、平成23年4月分として支給すべき給料及び各種手当の支給総額のそれぞれについて、当該支給総額に対応する「支給職員数」の欄に記載されている職員数で除して得た額としている。
 ※時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当の支給総額にあつては4月分実働支給総額とし、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の支給総額にあつては、平成22年度実支給年額としている。

◆学歴及び経験年数別の職員の平均給料月額
（平成23年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	281,200円	246,800円	
15年以上 20年未満	326,700円	286,100円	
20年以上 25年未満	351,100円	331,100円	
25年以上 30年未満	391,200円	372,100円	
30年以上 35年未満	427,500円	398,000円	346,200円
35年以上	441,000円	431,600円	396,800円

（平成23年度地方公務員給与実態調査）

02

◆職員給与削減のための特例措置の状況
(平成23年4月1日現在)

区分	支給月額			備考
	措置後	措置前	削減率	
給料	町長	700,000円	800,000円	▲12.5%
	副町長	564,000円	645,000円	▲12.6%
	教育長	503,000円	575,000円	▲12.5%
報酬	議長	261,000円	290,000円	▲10.0%
	副議長	211,000円	235,000円	▲10.2%
	常任委員長	193,000円	215,000円	▲10.2%
	運営委員長			
議員	175,000円	195,000円	▲10.3%	
区分	管理職手当		期末・勤勉手当に係る役職加算	住居手当(自己所有)
一般職	措置後	措置前	措置後 役職加算なし	措置後 月額5,000円
	課長職 8%	課長職 10%	措置前 3～6級在職者 に対し5～15% の加算	措置前 月額8,000円
	補佐職 6%	補佐職 8%		

特例措置は当分の間

04

職員の服務の状況

◆営利企業などの従事の許可の件数

(平成22年度)

○営利を目的とする会社その他の団体の役員などを兼ねる場合
0件

○自ら営利を目的とする私企業を営む場合
0件

○報酬を得て事業又は事務に従事する場合
(統計調査等)
19件

03

職員の勤務時間その他勤務条件の状況

◆職員の勤務時間(標準時間)
平成23年4月1日現在
○1週間の勤務時間
38時間45分

○開始時間
午前8時30分
○終了時間
午後5時15分
○休憩時間
12時～13時

◆職員の年次有給休暇の取得状況(平成22年1月～12月)
○総付与日数
4,644日
○総取得日数
831日
○対象職員
117人
○平均取得日数
7.1日
○取得率
17.9%

◆時間外勤務の状況
(平成22年度)
○時間外・休日勤務総時間
5,897時間
○時間外・休日勤務職員数
83人
○職員1人当たり年間平均
71時間 ※管理職を除く

05

職員の分限及び懲戒処分の状況

◆職員の分限の件数(平成22年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び同条第2項第1号	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0人	0人	0人	0人
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0人	0人	0人	0人
条例に定める事由による場合	第27条第2項	0人	0人	0人	0人
地方公務員法第28条第4項により失職した者		0人	0人	0人	0人

◆職員の懲戒の件数
(平成22年度)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0人	0人	0人	0人

06 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

◆職員の研修の実施状況（平成 22 年度）

派遣先	研修名	研修場所	人数	研修期間
自治大学校	自治大学校研修	東京都	1 人	6 月 22 日～ 7 月 15 日
オホーツク総合振興局管内 町村会	新規採用職員基礎研修	遠軽町	1 人	10 月 13 日～ 10 月 15 日
	町村監督者研修	興部町	2 人	11 月 17 日～ 11 月 19 日
	法務（応用）研修	佐呂間町	1 人	8 月 19 日～ 8 月 20 日
北海道自治研修センター	地域政策研究	北見市	1 人	7 月 5 日～ 7 月 9 日
	地方公務員法研修	札幌市	2 人	12 月 7 日～ 12 月 8 日
	管理能力研修		3 人	8 月 16 日～ 8 月 17 日 11 月 11 日～ 11 月 12 日 11 月 25 日～ 11 月 26 日
	人事評価者育成研修		1 人	11 月 11 日～ 11 月 12 日
北海道市町村振興協会	職員研修担当者市町村アカデミー研修		千葉県	1 人

◆職員の勤務成績の評定の状況（平成 22 年度） 未実施

07 職員の福祉及び利益の保護の状況

◆職員の厚生制度の状況（平成 22 年度）

①職員の保健に関すること（健康診断実施状況）

健康診断の種類	実施機関	受診者数
一般健診	平成 22 年 10 月 平成 23 年 3 月	18 人
腰痛検査	平成 22 年 10 月 平成 23 年 1～3 月	23 人
総合健診（人間ドック）	平成 22 年 4 月から 平成 23 年 4 月まで	101 人

②職員の元気回復に関すること 未実施

③その他職員の厚生に関すること 未実施

※本表は、地方公務員法第 42 条の規定に基づく職員厚生制度の状況

◆職員互助団体への助成状況

団体名	助成金額	備考
佐呂間町役場職員親睦会	0 円	助成なし

◆職員公務災害補償の状況（平成 22 年度）

区 分		災害件数
公務 災 害	職務遂行中の負傷	0 件
	職務に伴う合理的行為又は準備、後始末中の負傷	0 件
	出張中の負傷	0 件
	レクリエーション参加中の負傷	0 件
	その他の行為中の負傷	0 件
通勤災害（通退勤途上中の負傷）		0 件

08 勤務条件に関する措置 の要求の状況

◆平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 措置要求件数 0 件

09 不利益処分についての 不服申立の状況

◆平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 不服申立件数 0 件

10 苦情処理の状況

◆平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 苦情処理件数 0 件

戦後海外から引き揚げて 来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりした、約 87 万件の下記のような未返還の保管証券類をお返ししています。

■終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。

■帰国前に樺太（真岡、大泊、豊栄、留多加など）、満州（瀋陽、吉林、撫順、鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券などのうち日本に返還されたもの。

「保管証券類とは・・・」

税関が保管している通貨・証券類には、携帯輸入が禁止された一定額を超えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』。外地からの引き揚げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に移管された『外地扱いの保管物件』があります。

返還の請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。もしかしたら家にも・・・とお気づきの方は、お気軽に最寄の税関までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

函館税関監視部統括監視官部門 Tel 0138・40・4244

函館税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/hakodate/>

釧路税関支署網走出張所 Tel 0152・43・5811

平和を仕事にする 自衛官を募集しています!!

◆募集種目 看護学生・防衛大学校学生（一般）

◆身分 特別職国家公務員

◆応募資格

○看護学生

18歳以上24歳未満の高等学校卒業者
（平成24年3月卒業見込みを含む）

○防衛大学校学生（一般）

18歳以上21歳未満で高等学校卒業者
（平成24年3月卒業見込みを含む）

◆待遇 看護学生 初任給 159,500円

防衛大学校学生 学生手当 108,300円

◆受付期間 看護・防衛大学校学生ともに

9月5日～9月30日

◆試験日 看護学生 10月22日

防衛大学校学生 11月5・6日

◆入隊時期 平成24年3月下旬～4月上旬

【お問い合わせ】

自衛隊旭川地方協力本部遠軽地域事務所

Tel 0158・42・6616

役場町民課住民活動係 Tel 2・1213

「全国労働衛生週間」が実施されます

職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフ、労働者がそれぞれの立場において心の健康の維持・増進に取組み、労働者の心の健康が確保された職場を実現していくことの重要性が高まっていることから、

「見逃すな 心と体の SOS

みんなでつくる健康職場」

をスローガンに10月1～7日まで実施されます。この機会にそれぞれの職場において労働衛生意識の高揚を図りましょう。

【お問い合わせ】

北見労働基準監督署安全衛生課

Tel 0157・23・7406

新規高卒者就職フェア開催 ～地域の担い手をこの機会に～

企業の皆さんぜひご参加を！

企業と高校生の合同説明会及び企業説明会を開催します。企業の皆さん、生徒の皆さんの積極的な参加をお願いします。

■日時 11月10日

13時30分～16時

（受付13時～13時30分）

■場所 ホテルベルクラシック北見

北見市北6条西1丁目8-1

■主催 北見・網走・紋別公共職業

安定所

【お問い合わせ】

北見公共職業安定所専門援助部門

北見市青葉町6番8号

Tel 0157・23・6251（内線31）

国民年金保険料は納期限までに納めましょう

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故などにより障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納期限までに納めていないと、このような年金を受け取ることができなくなる場合があります。将来安心して老後を迎えられるように、また、万が一の事故や病気に備えるためにもきちんと国民年金保険料を納めましょう。なお、納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として税金の負担が軽減されます。

【お問い合わせ】

役場町民課戸籍年金係

Tel 2・1213

「厚紙」を「リサイクル資源」として回収しています!!

町では、平成22年10月から、これまで「燃やすごみ(有料)」として収集していた「厚紙」を、「リサイクル資源(無料)」である「段ボール」に含めて回収しています。

■出し方は

○段ボールと同様に、開いて何枚かを必ずひもで十文字にしっかりと束ねてください。



○段ボールと厚紙は混入できます。

※段ボールと混入の場合、厚紙が抜け落ちたりばらけることのないようにしっかりと束ねてください。ばらけた場合など、回収できなくなることもあります。大きさが違いすぎると、きちんと締まらないため、大きさをできるだけ合わせて束ね、十文字に縛るとしっかりと締まりますのでご協力をお願いします。

■厚紙とは

○多くの紙を重ねて作った「積層構造」の紙で、裂いた断面はグレーなどの色をしています。



○例えば、ティッシュの箱、お菓子の箱や缶ビールのパッケージなどです。

■注意点は

ティッシュの箱のビニール部分は、「その他プラスチックの資源物」のように、箱に付いている厚紙以外のものは取り除き分別してください。アルミを貼ったものは「燃やさないごみ」、ろうで加工されたものや汚れたものなどは、「燃やすごみ」となります。

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

郵便事業(株)からのお知らせ ～佐呂間集配センターで全域配達～

佐呂間町地域について、郵便事業(株)北見支店佐呂間集配センター、若佐集配センター、浜佐呂間集配センターの3ヶ所で集配業務を行っていますが、安定的な集配サービスを将来に渡ってご提供するため、平成23年10月11日から佐呂間集配センターで佐呂間町全域を配達することとなりましたのでお知らせします。

■集配サービス

①配達する郵便物・ゆうパックのサービスレベル(送達日数)は、変更ありません。

※普通通常郵便物は、配達順路の見直しにより、一部の地域では配達時間が午前又は午後に変更となる場合がありますが、現在と同じ日数で配達します。

②お引き受けした郵便物・ゆうパックのサービスレベル(送達日数)は、変更ありません。

③現在ご利用の郵便番号は、変更ありません。

④不在で受け取りいただけなかった郵便物・ゆうパックは、7日間、毎日配達します。

⑤郵便局の窓口業務に変更はありません。どの郵便局でも郵便物・ゆうパックを承ります。

※最寄の郵便局で郵便物の受取りをする場合は、事前連絡が必要になります。(営業時間内に限る)

■実施日 平成23年10月11日

【お問い合わせ】

郵便事業株式会社北見支店業務企画室
Tel 0157・23・2603

町営住宅の空家状況

8月19日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。入居申込など詳しくは、(建設課 Tel 2・1210)までご連絡ください。

■宮前団地 2階2LDK(1階)2戸
平成9年度建設 20,300円～
平成14年度建設 21,400円～

☆特定公共賃貸住宅

2階3LDK(2階)1戸 47,700円～

■栄団地 2階3LDK(1階)1戸
(2階)1戸
※15,300円～

■若里団地 1階3DK 1戸
※9,100円～

☆印は収入が多い方のための住宅です。入居要件など詳しくは建設課までご連絡ください。※印は60歳未満でも単身入居可能な住宅です。

「知来ゴミ処理場、からの お知らせ

一般廃棄物最終処分場は、
9月24日～26日
休みです。

知来一般廃棄物最終処分場の通常開放日は、
火曜日、水曜日、金曜日、日曜日
です。知来一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物処分場に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係
Tel 2・1213

「高齢者・障害者の人権あ んしん電話相談」強化週間

相談電話

0570・003・110

■期間 9月5日～11日

■時間

○9月5日～9日

8時30分～19時

○9月10・11日 10時～17時

■相談担当者

釧路人権擁護委員連合会所属人権擁護委員、釧路地方務務局員

■実施機関

釧路人権擁護委員連合会
釧路地方務務局

【お問い合わせ】

釧路地方務務局人権擁護課
Tel 0154・31・5014

「二輪車リサイクルシステム」 をご存知ですか？

平成23年10月1日からリサイクルマーク
が無いオートバイも無料で引取りされます！

2004年10月1日から、メーカーなどが国内で販売したオートバイが使用済みになった場合、リサイクルマーク（2004年10月1日以降販売分より順次貼付）の付いた車両について引取りから処理・再資源化まで適正に処理する「二輪車リサイクルシステム」が自主的取組として運営されていますが、2011年10月からリサイクルマークの有無にかかわらず、廃棄時に無料で引取りされます。

◆対象車両

リサイクルシステム参加事業者が製造または輸入し、国内で販売したオートバイ。

※一部対象とならない場合もあるので各メーカー又は販売店にご確認ください。

◆引取基準

ハンドル、車体、タンク、エンジン、前後輪が一体となっている状態（不可動でも可）

※各パーツがバラバラになった状態では、引取りされません。その他詳細は二輪車リサイクルコールセンターにご確認ください。

◆必要書類

- 所有者が確認できる書類（廃車手続き時に発行される返納済証明書など）
- 排出者の本人確認書類（免許証、健康保険証、パスポートなど）

◆二輪車リサイクルシステムの流れ

- ①引取対象、引取基準の確認。
- ②運輸支局又は市町村で廃車手続きを行う。
- ③下記のいずれかの場所に、廃棄するオートバイと必要書類を持ち込む。

- 1) 自分で指定引取窓口を持ち込む（運搬料金必要なし）
- 2) 廃棄二輪車取扱店を持ち込む（運搬料金が別途必要）

【指定引取窓口】

（株）齊藤商店 北見市豊地12番地

Tel 0157・36・5535

【廃棄二輪車取扱店】

各販売店（事前に登録店かご確認ください）

※その他詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

二輪車リサイクルコールセンター

Tel 03・3598・8075

受付時間 9時30分～17時

（土日・祝日・年末年始などを除く）

ホームページ <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>

役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

不法投棄は犯罪です！！

廃棄物（ゴミ）は、私たちの日常生活から排出される「一般廃棄物」と、事業活動に伴って生ずる「産業廃棄物」の大きく2種類に分類されます。これらの廃棄物の不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反すると5年以下の懲役または1,000万円（法人には3億円まで加算できる）以下の罰金が科せられるなど、反社会的行為という位置付けが強化され、制裁が大幅に引き上げられています。

不法投棄が与える影響

- 不法投棄は景観を損ねるだけでなく、その物によって地域の土壌や水質に重大な影響を与えかねません。

- 不法投棄されたゴミを撤去・回収し、現状を回復するためには、多くの時間やお金がかかります。

ゴミを捨てさせないために

- ゴミがゴミを呼びます。一度ゴミが捨てられ、それをそのまま放置していると、次から次へと捨てられてしまいます。
 - 土地の所有者の方は、管理する土地の下草刈りを行ったり、土地の周りに柵を設置するなど、適正な土地の管理をお願いします。
- ※不法投棄の現場を目撃したら、一人で注意をしたりやめさせたりしようとせず、投棄者を確認できる特徴（車種、色、ナンバー）や、日時、場所などを警察が役場まで通報してください。

【お問い合わせ】役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

INFORMATION

ご寄付
ありがとうございます

■社会福祉協議会

▼香典返しを廃して

知来 早坂 信子 さん

富武士 田浦 公男 さん

朝日 鈴木 詔一 さん

仁倉 佐々木 壽 さん

富丘 藤田 茂治 さん

▼福祉事業に対して

佐呂間町商工会青年部

部長 須田 一寛 様

北海道立佐呂間高等学校 様

▼富丘婦人部へ

富丘 藤田 茂治 さん

▼朝富自治会へ

富丘 藤田 茂治 さん

▼朝富老人クラブ

富丘 藤田 茂治 さん

佐呂間町へ 篤志寄付

この度、後藤若松さん（東京都）から福祉事業基金に役立ててくださいと、佐呂間町に20万円の篤志寄付がありました。大変ありがとうございました。

暑かった夏が過ぎ、夏の疲れが出る時期でもあります。これからは過ごしやすい季節になります。

少し生活のスピードを落とし、ゆったりとお子さんと向き合う時間をつくってみてはいかがでしょうか？実りの秋・食欲の秋・読書の秋・・・秋ならではの過ごし方を楽しみましょう。



実りの秋 2歳児クラスのぶどう製作

お話あいいいのお知らせ

ダイナミックな遊びを好んだり、活動範囲が広がる子どもたちの万が一のために、お母さんたちを対象に消防署職員から【救急処置法ついて】のお話と、心肺蘇生法・AEDの実技を行います。対象者には案内ハガキを送付します。

◎日程 9月20日(火) 10時30～11時30分

*健康カレンダーなどで周知していましたが、変更になりました。お間違えのないよう注意してください。
*参加される方は9月13日までに申し込んでください。

あいいいらんどのお知らせ

今回はバス遠足です。普段、バスに乗る機会が少ないお母さんと子どもたち、みんなでバス遠足に出かけましょう!!

◎日程 9月15日(木) 9時30分出発
(帰町は14時頃の予定です。)

行き先 道立オホーツク流氷公園
あおぞら交流館(紋別市)

集合場所 町民センター

持ち物 お弁当・飲み物・敷物・着替えなど

*参加される方は9月9日までに申し込んでください。

☆9月15日(木)の午前・午後の自由開放は、あいいいらんど、のためお休みになります。

子育て自由相談日のお知らせ

今回の『子育て自由相談日』は、助産師が来所します。産前産後の体調やお子さんの発育状態、乳房ケアや卒乳についてなど、お気軽にご相談ください。

◎日程 9月5日(月) 10時～11時30分

*支援センターは『あそびの広場』(0・1歳児クラス)を行っています。

パパママたまご教室のお知らせ

3回目の『パパママたまご教室』は妊婦と0歳児保護者を対象に、【子どもの気持ち・親の気持ちの伝え方～タッチケア】について町保健師からお話を聞きます。託児もありますので、お子さんを連れてお気軽に参加してください。対象者には案内ハガキを送付します。

◎日程 9月7日(水) 10時～11時30分

*参加される方は9月5日までに申し込んでください。

10月の事業紹介

☆赤ちゃん相談(10月6日)

身長体重の計測と保健師・栄養士が来所し、子育てについての相談ができます。お気軽にご利用ください。

☆お話あいいい(10月12日)

妊婦・0歳児の保護者を対象に、管理栄養士から【離乳食について】のお話です。対象者には案内ハガキを送付します。

*上記の活動は、《サロマゲンキマイレージ》の対象です。各事業に参加される方は、ポイントカードをご持参ください。

*子育てに関する事業は、健康カレンダーに記載していますのでご確認ください。

